

社債発行差金の会計学的本質

平 松 一 夫

I. 問題の所在

社債の割引発行によって生じる社債発行差金が資産としての性格をもっていることは、会計学上はもちろん、商法上も定説とされている。事実、わが国の商法においては昭和13年に現在の第287条の社債差額の繰延に関する規定が設けられたのであるが、この規定は「社債償還期限内における均等額以上の償却」という、やや消極的な表現をとっていた。しかし、今日では、社債発行差金を償還期限内にではなく、社債償還期間にわたって合理的に費用配分すべきことが、少なくとも会計理論上は当然のことと考えられるに至っている。

その場合に、社債発行差金の本質については、わが国ではこれを前払利息とみる説が、商法上も会計学上も通説として認められているといえよう。ところが、企業会計原則も商法もともに、これを前払費用としてではなく、繰延資産として取り扱っているのである。

ここに、社債発行差金の本質をめぐる問題が生じることとなる。社債発行差金は、支出を行いそれに対する役務の提供を受けたが、その効果がまだ現れていないという繰延資産の一般的概念によく合致するのであろうか。本質論としての社債発行差金の前払利息性を認めながら、何故に前払費用とはせずに繰延資産として処理するのであろうか。さらにまた、打歩発行に伴う社債発行差金の処理との整合性をも考えあわせて、割引発行による社債発行差金を資産として把えることは、会計理論的に妥当なのであろうか。社債発行差金の本質を会計理論の立場から再検討しようとするゆえんである。本稿は、社債発行差金本質論をめぐる諸説を紹介、分類、検討し、社債発行差金が前払利息でも繰延資

産でもなく、社債に対する評価勘定としての本質をもつことを論じるものである。

Ⅱ. 社債発行差金の本質をめぐる諸説とその検討

1. 建設原価説

社債発行差金を建設原価に含ませるといふ学説は、今日ではほとんどみられないが、メイ (G. O. May) によれば「…以前には (社債が額面価値以下の割引で売り出された時) それを額面で負債として記録し、割引債を資本的資産勘定に賦課することが一般の実務であった¹⁾」という。同様に、ハットフィールド (H. R. Hatfield) も、「アメリカの鉄道会社の間では、社債割引額を建設仮勘定に賦課することが慣習となっている」と述べるとともに、このような実務を正当化する論者としてグリーン (T. L. Greene) とレーム (H. Rehm) をあげている²⁾。

建設原価説にもとづく社債発行差金の会計処理は次のようになる。(なお、以下の例では、償還期間10年の社債¥100,000を¥95,000で割引発行した場合を想定する。また利息は年8%とする。社債の発行で調達された資産の年々の減価償却費は¥4,000とする。)

〈社債発行時〉

資産勘定 (または建設仮勘定)	100,000 / 社	債	100,000
--------------------	-------------	---	---------

〈利息支払時〉

支払利息	8,000 / 現	金	8,000
減価償却費	4,000 / 減価償却累計額		4,000

1) George O. May, *Financial Accounting: A Distillation of Experience* (New York: The Macmillan Company, 1943), pp. 195-195. 木村重義訳『財務会計—経験の蒸留—』(同文館、1970年)、p. 191.

2) Henry Rand Hatfield, *Modern Accounting: Its Principles and Some of Its Problems* (New York and London: D. Appleton and Company, 1918), p. 189. 松尾憲橋訳『近代会计学』(雄松堂書店、1971年)、p. 182.

〈社債償却時〉

社 債	100,000 / 現	金	100,000
-----	-------------	---	---------

かかる会計処理においては、資産価額は取得価額に加えて社債発行差金をも含むこととなる。そして、資産の耐用年数にわたる減価償却を通じて、社債発行差金の償却と同様の会計上の効果がえられるのである。もちろん、年々の償却費は資産の耐用年数によって異なることとなる。

では何故、社債発行差金を建設原価に含めることが認められるのであろうか。レームは「名目利率がその時の市場利率に等しい社債の割引、あるいは、市場利率より高い利率を示す割引部分」についてのみ、この説を適用している³⁾。それは、この部分が「当該鉄道の追加費用、すなわち、信用不足による費用⁴⁾」を表しているためであるという。しかし、こうした考え方によれば、「社債の償還期限が長くなればなるほど、それだけ鉄道の費用を増大させるという不合理な結果をもたらすことになる⁵⁾」。そればかりか、社債を正常利率以上の名目利率で額面発行する場合には、建設原価に賦課されることもなくなり、首尾一貫しない取り扱いを生じることとなるのである。

以上のように、建設原価説は、特定事業における実務的要請のゆえに考え出された社債発行差金の会計処理方法であって、理論的には、多くの難点を有している。また、負債の本質についての考察や利子の一貫した取り扱いについても、十分説明しているところはないといわなければならない。

2. 前払利息説

社債発行差金を前払利息と考える学説は、今日わが国では通説となっている。ところで、わが国では、企業会計原則が社債発行差金を繰延資産としていることから、多くの学者もこれを繰延資産として説明している。そしてその場合の根拠は、社債発行差金の前払利息性に求められるのが常である。アメリカでは、SHM 会計原則が、社債発行差金を貸借対照表に繰延費用 (deferred

3) H. Rehm, *Die Bilanzen der Aktiengesellschaften* (Munich, 1903) 参照、この引用は注2に掲げた Hatfield の前掲書 p. 189、松尾憲橋、前掲訳書、p. 182 より行った。

4) Henry Rand Hatfield, *op. cit.*, p. 189、松尾憲橋、前掲訳書、p. 183.

5) *Ibid.*, p. 189、前掲訳書、p. 183.

charge) として掲載するのは一般的であり適切であるとしている⁶⁾。SHM 会計原則のこの取り扱いは、アメリカにおける会計実務の要約であるばかりか、その後のアメリカにおける社債発行差金に関する論述にも大きな影響を与えている。また、わが国企業会計原則は、多分に SHM 会計原則の影響を受けているといわれる。今日、わが国において前払利息説が通説となっている背景に、アメリカ会計の存在と影響を認めないわけにはいかない。

一方、西ドイツでは、1965年株式法が社債発行差金を前払費用説にもとづいて取り扱っていると考えられる。すなわち第156条(3)では「義務または社債の償還金額がその発行価額より高いときは、その差額は、積極側の計算限界項目の下に取上げられることが許される。その金額は区別して示され、かつその全据置期間に配分されることの許される計画的の毎年の減価償却によって償却されなければならない」と規定し、第152条(9) 1で計算限界項目として「積極側には、それが決算基準日後の一定時のための費用を表わす限りにおいて、決算基準日前の支出」のみを示すものとしているのである⁷⁾。なお、このような社債発行差金の取り扱いは、1985年の財務諸表指令第250条(3)においても変更されていない⁸⁾。

前払利息説にもとづく社債発行差金の会計処理は次のようになる。

〈社債発行時〉

現 金	95,000 / 社 債	100,000
社債発行差金 (前払利息)	5,000	

〈利息支払時〉

社債利息	8,500 / 現 金	8,000
	社債発行差金(前払利息)	500

6) Thomas H. Sanders, Henry R. Hatfield and Underhill Moore, *A Statement of Accounting Principles* (American Institute of Accountants, 1938), p. 78. 山本繁、勝山進、小関勇共訳『SHM 会計原則』(同文館、1979年)、pp. 77-83.

7) 慶応義塾大学商法研究会訳『西独株式法』(慶応義塾大学法学研究会、1969年)、p. 290 および p. 271.

8) 黒田全紀編著『解説西ドイツ新会計制度——規制と実務』(同文館、1987年)、pp. 54, 62, 79 および 98 を参照。

〈社債償還時〉

社	債	100,000 / 現	金	100,000
---	---	-------------	---	---------

前払利息説では「社債の券面金額をもって社債発行時における負債計上の尺度とすべきであるという認識こそが、その究極の前提をなしている⁹⁾」。しかし、これに対しては、主として評価勘定説の立場から強力な批判がなされることとなる。つまり、割引を生じる負債を償還価額で示すことは、ゴーイング・コンサーンの観点に立つものではなく、保守主義による取り扱いである、と¹⁰⁾。また、そのことから、現実には支払われていない前払利息を擬制するという無理が生じることとなる。

加えて、割引発行の差金を前払利息と解する立場では、打歩発行の差金の本質をいかに理解するかという疑問が出されている。前払利息説では、社債は額面金額で計上されるため、打歩発行の場合の仕訳は、

現	金	105,000 / 社	債	100,000
				/ 社債発行差金（前払利息） 5,000

となり、簿記技術的には、割増部分を前受利息または未払利息と解さざるをえない。打歩発行の場合、社債償還時には社債 ¥100,000 が返済されるのみであるから、未払利息と考えることはとてもできないし、企業が社債利息を支払うべきであることを考えると、利息を前受けしているとも考えることもできない。

また、仮に社債の前払利息説を認めるとすれば、それを繰延資産と考えることはできなくなる。その場合には、むしろこれを前払費用と考えるべきであり、繰延資産の一般的な概念には当然妥当しないのである¹¹⁾。

以上のように、理論的な見地から前払利息説に対する有力な反対説が唱えられている一方、前払利息説からの理論的な反論はほとんどなされていないのが実情である。マッケンジー (D. H. Mackenzie) も、前払利息説により社債発行差金を「繰延費用やその他の資産に計上するのは、論理的推論の結果ではなく

9) 山榎忠恕『近代会計理論』(国元書房、1967年)、p. 445.

10) 前掲書、p. 448 参照。

11) 大塚光『新講会計学』(税務経理協会、1965年)、p. 228.

伝統による」と述べている¹²⁾。

3. 未払利息説

社債発行差金の本質について、積極的にこの未払利息説を展開している論者はいないと思われる。それにもかかわらず、ここに一つの説としてこれを論じるのは、次に述べる評価勘定説の主張者が、多くの場合、社債発行差金の前払利息としての性格を否定するために、それが未払利息に見合う勘定であることを指摘しているためである。たとえば、ペイトン＝リトルトン (W. A. Paton and A. C. Littleton) は、社債発行差金の評価勘定説を主張する代表的な学者であるが、「序説」の中で、「未蓄積割引額に前払利子という表現を用いることはとくに遺憾である。前払とはとんでもない話で、割引は利子の未払分つまり全体の利子のなかでその社債の償還期限まで支払われない部分である¹³⁾」と述べ、社債発行差金の未払利息性を指摘しているのである。

未払利息説の立場に立つ場合、会計処理は次のようになる。

〈社債発行時〉

現金	95,000 / 社債	95,000
社債発行差金	5,000 / 未払利息	5,000

〈利息支払時〉

社債利息	8,500 / 現金	8,000
	/ 社債発行差金	500

〈社債償還時〉

社債	9,500 / 現金	100,000
未払利息	5,000	

12) Donald H. Mackenzie, *The Fundamentals of Accounting* (Revised ed.) (New York: The Macmillan Company, 1956), p.546.

13) William A. Paton and A. C. Littleton, *An Introduction to Corporate Accounting Standards* (American Accounting Association, 1940), p. 39. 中島省吾訳『会社会計基準序説』(森山書店、1958年)、p. 65。また、ペイトンは別稿で「前払利息どころか、社債発行差金は満期日まで支払われない未払いのまたは将来の利息を表す」と述べている。William A. Paton, "Presentation of Bond Discount," *The Accounting Review* (September 1937), p. 289.

未払利息説にもとづくこの会計処理において注意すべき問題点としては、次の2点が指摘されよう。

まず、社債勘定は、満期日に至るまで取引価額ないし発行価額で表示される。このことは、社債額面金額を償還時の債務額とする実務的取り扱いとの間にかんがりの差異を生じる。その上、この考え方を打歩発行の場合にあてはめると、会計処理が

現 金	105,000	/ 社 債	105,000
-----	---------	-------	---------

となり、社債発行差金（打歩）を生じないばかりか、極めて無意味な内容をもつこととなる。

第二に、未だ発生していない利息部分について、未払利息なる負債を計上することとなる。もしこうした考え方を一貫して押し進めるならば、社債発行差金の部分についてのみでなく、年々支払うべき利息部分についても、社債発行時に未払利息に計上しなければならないこととなる。しかし、このように未発生費用を認識計上することは、今日、会計実務においても会計理論においても、認められないものである。

以上のことから明らかなごとく、純粋な未払利息説の主張はみられないとはいえ、社債発行差金を未払の利息部分であるとする考え方は、否定されなければならないであろう。

4. 評価勘定説

「ある負債の総額がそれから入金した正味手取額を超える分は、満期の際に支払われるべき利息額を表わす。そして貸借対照表においてはこのような利息の中で未だ見越していない分は、その負債の額面額からの差引として示すべきである¹⁴⁾」。これは1936年に公表されたアメリカ会計学会の「会社報告諸表会計原則試案」における社債発行差金の規定である。これは、社債発行差金を資産としてではなく、社債の額面価額の対照勘定として貸借対照表に表示すること

14) American Accounting Association, "A Tentative Statement of Accounting Principles Affecting Corporate Reports," *The Accounting Review* (June 1936), Cost and Value, par. 6. 中島省吾訳編『増訂 A. A. A. 会計原則』（中央経済社、1974）、p. 28。また p. 38 の訳注 21 を参照。

をすすめており、社債発行差金の本質を社債に対する評価勘定とみる代表的見解である。この見解は理論的立場から最も広い支持を受けており、ペイトン＝リトルトン、カーレンブロック＝サイモンズ (W. E. Karrenbrock and H. Simons)、マッケンジー、さらにゲルストナー (Paul Gerstner) 等、多くの論者によって主張され、支持されている。また、最近では、APB 意見書第21号『手形債権と手形債務の利息¹⁵⁾』や FASB の財務会計概念書第6号『財務諸表の構成要素』も評価勘定説を支持している。特に FASB の財務会計概念書第6号は、「社債発行差金は将来の経済的効益を提供するものではないから資産ではない。……概念的には、社債発行差金は負債の評価——すなわち、関連する負債の券面額または満期額からの控除である」と明確に述べている¹⁶⁾。わが国では、前述のごとく、企業会計原則の影響もあってか、前払利息説が多数を占めている観があるが、評価勘定説を支持する論者もある¹⁷⁾。

評価勘定説による仕訳を示すと次のようになる。

〈社債発行時〉

現 金	95,000 / 社 債	100,000
社債発行差金	5,000	
(社債のマイナス)		

〈利息支払時〉

社債利息	8,000 / 現 金	8,000
社債発行差金償却	500 / 社債発行差金	500
	(社債へのプラス)	

〈社債償還時〉

- 15) Accounting Principles Board, Opinion No. 21, "Interest on Receivables and Payables," (August 1971), par. 16. 日本公認会計士協会訳『AICPA 会計原則審議会意見書』(大蔵財務協会、1978年)、p. 408.
- 16) Financial Accounting Standards Board, Statement of Financial Accounting Concepts No. 6, *Elements of Financial Statements* (December 1985), pars. 235-239.
- 17) 高瀬荘太郎『新編会計講話』(新紀元社、1949年)、pp. 183-188。木村重義『会計学研究』(巖松堂書店、1956年)、pp. 141-154。

社 債 100,000 / 現 金 100,000

評価勘定説の根定には、負債価額も資産と同様に取引価額のあらわれであるという認識がみられる¹⁸⁾。もし純粹にこの考え方によれば、社債発行時の仕訳は、

現 金 95,000 / 社 債 95,000

となるはずである。しかし、社債を額面で表示することは、会計実務では広く受け入れられている。そこで社債を額面価額で表示するとともに、社債の評価勘定としての社債発行差金が借方にあらわれ、貸借が一致することとなる。したがって、ゲルストナーの言葉をまつまでもなく、「この割引は、高く評価されすぎている消極項目に対する修正項目を形成する¹⁹⁾」そして「割引および打歩後の償却が行われるにつれて、この負債額はその償還価額に近づいていく²⁰⁾」のである。そのため、評価勘定説による場合は、資産の水増しも財務損失の計上もなく、さらに社債打歩発行の説明も十分になされるのである。

この評価勘定説に対してなされる批判として、「関係法規の直接・間接の影響や伝統的な実務慣習などのゆえになお依然として券面価額を前提にするアプローチを捨てきれないところから生じる妥協の所産ないしは苦肉の策にすぎない」という見解がある²¹⁾。しかし、財務諸表利用者の観点からすれば、こうした批判も評価勘定説を否定しうるものとはいえないであろう。

むしろ評価勘定説の主張の中で注意しなければならないのは、アメリカ会計学会の「試案」にも現われているように、社債発行差金の性質としての未払利息性を強調することにより、未払説と評価勘定説との混同がみられるということである。そして、先に述べたように、未払利息説による会計処理は、当然、評価勘定説の会計処理とは異なるものとなる。こうした混同は避けられなけれ

18) William A. Paton and A. C. Littleton, *op. cit.*, p. 38, 中島省吾、前掲訳書、p. 63。

19) Paul Gerstner, *Bilanz-Analyse* (Sechste Auflage) (Berlin und Leipzig: Verlag der Haude & Spenerschen Buchhandlung Maxpaschke, 1922), S. 124.

20) W. E. Karrenbrock and H. Simons, *Intermediate Accounting* (Ohio: South-Western Publishing Co., 1958). 新井清光訳『会計学詳論』(ダイヤモンド社、1961年)、pp. 286-287。

21) 山梶忠恕、前掲書、p. 454。

ばならない。

5. 損失説

損失説は、社債発行差金を社債発行時の損失または費用とする説である。社債発行差金は何らかの意味で損失としての性格を有することに言及する論者は少なくない。たとえば、ゲルストナーはそれを「相場損失 (Kursverluste)」または「損失項目 (Verlustposten)」²²⁾と呼んでおり、モントゴメリー (Robert H. Montgomery) もこれを「繰延損失 (deferred loss)²³⁾」としているのである。それにもかかわらず、両者とも、社債発行時の損失として一時にこれを償却してしまうという損失説にはたたず、徐々に費用化することが妥当であるとしているのである。

これに対して、わが国では、積極的に損失説を展開する論者がいる。古くは松波仁一郎氏、近年では坂野観司氏である²⁴⁾。松波氏は社債の割引発行が生じる主たる原因を、その会社に信用がないか、募集方法が拙ないためであると論じる。そして社債発行差金を損失と考え、これを填補しない限りは利益の配当をしてはならず、また社債発行差金を資産の部に計上するのは虚偽の記載であるとする²⁵⁾。しかし、この説に対しては、損失説という結論に至る推論についても、また社債割引発行の生じる原因の認識についても、批判の余地がある。たとえば、ゲルストナーは「優良で有力な会社が平価以上で発行でき、あまり良好でない会社が平価以下でしか発行できないことは当然である²⁶⁾」と述べ、割引発行を生じる原因については松波氏に通じる認識を示しながらも、「社債発行差金を完全に発行初年度に負担されるのは不合理である²⁷⁾」とし、松波氏の

22) Paul Gerstner, a. a. O., S. 124-125.

23) Robert H. Montgomery, "The Curse of Balancing, or Theory v. Practice," *The Journal of Accountancy*, 63, No. 4 (April 1937), p. 281.

24) シュマーレンバッハは、ドイツでも「天引は最初の年度に償却すべきであるという意見も時々きく」と述べている。しかし、シュマーレンバッハ自身はそれを誤りであるとしている。エ・シュマーレンバッハ著、土岐政蔵訳『十二版・動的貸借対照表論』(森山書店、1959年)、p. 158。

25) 例えば、松波仁一郎『改正日本会社法』(有斐閣書房、1916)、pp. 1391-1395 参照。

26) Paul Gerstner, a. a. O., S. 124.

27) Paul Gerstner, a. a. O., S. 125.

損失説とは異なった結論に至っている。

一方、坂野氏は、通説としての「前払利息説」を通俗的観念論であると述べ、「利息に対しては元本、利率、期限、利回り計算が与えられねばならない。しかるに単純に百円につき1円50銭乃至2円50銭の如き割引額は、到底前払利息としての概念は発生しない。唯企業の採算点を慣例的に応募し易くするための手段に他ならない」としている²⁸⁾。そして社債発行差金を「当該年度の損費」「資金調達のための運動費であり、また報奨金」と解している。また、「差金为非期間的であって当該年度のみ負担でないとすれば、当然に利益剰余金にチャージすべき性質を持つこととなるのは理の当然である²⁹⁾」と述べるのである。社債発行差金を一時に利益剰余金に賦課するのは、SHM 会計原則でも許容されるとしているが、それはあくまで金額の希少な場合のごとく、例外的な場合においてのみである³⁰⁾。この坂野説のように、社債発行差金は前払利息でないから損失であり、非期間的だから利益剰余金にチャージするという論理は、社債発行差金の会計理論における明確な位置づけなしに行われている点で、難点を有している。ペイトン＝リトルトンも「さきを取得された資産の消費をとまなうわけではないのだから」、損失ではありえないとして批判している³¹⁾。

Ⅲ. 社債発行差金をめぐる諸説の混乱要因

社債発行差金の会計学上の本質については、以上のごとく諸説がみられるが、今日、前払利息説と評価勘定説が一般に広く紹介されている。その中でも理論的には評価勘定説が最も優れているといえよう。

わが国では、企業会計原則の影響が大きかったためか、アメリカにおけるほどこの問題をめぐって目立った論争もなされなかった。そこで、アメリカにお

28) 坂野観司「繰延資産の非資産性(二)」『産業経理』(1960年9月)、p. 101.

29) 坂野観司、前掲論文、p. 101.

30) Thomas H. Sanders, Henry R. Hatfield and Underhill Moore, *op. cit.*, p. 78. 山本繁、勝山進、小関勇、前掲訳書、pp. 80-81.

31) William A. Paton and A. C. Littleton, *op. cit.*, p. 39. 中島省吾、前掲訳書、p. 65.

ける諸説のおおまかな推移を定式化してみると、そこには常に実務と理論の批判関係が存在することが明らかになるであろう。すなわち、損失説は実務的に受け入れられなかったために、建設原価に算入するという実務が普及するとともに、それを正当化する理論（建設原価説）が現われた³²⁾。しかしこの説とて、依然として根拠なき実務にすぎなかった。そこで、これに対する理論的批判が前払利息説として登場したのである³³⁾。そして前払利息説もまた、評価勘定説の立場からは単なる根拠なき実務にすぎないのである。そして今日、理論としての評価勘定説が最も妥当であると考えられるのであるが、それとて厳密には評価勘定説と未払利息説の混在という曖昧さを残すことがあるのが実情である。そこでそうした混乱を克服して理論的に社債発行差金の本質を一貫して説明するために、諸説混乱要因を整理してみなければならない。

1936年のアメリカ会計学会の「試案」が評価勘定説を唱えて以降、モントゴメリーらによってなされた一連の本質論争に答える意味で発表された論文で、ペイトンは、モントゴメリーの唯一の示唆が、「会計目的にとって真の負担は常に債務の額面または表示額である」という主張であるとしている³⁴⁾。これは社債発行差金を考察する上で一つの重要な観点を与えるであろう。

もともと社債割引発行の場合、貸方社債勘定を額面で記入するとすれば、

現金	95,000	社債	100,000
社債発行差金	5,000		

の仕訳がえられるのであるから、社債発行差金の本質としては、資産か損費、または貸方に対する評価勘定かのいずれかとならざるをえないこととなる。しかるに、社債発行差金は負債たる社債の本質をどうみるかということと表裏の関係にあることから、負債に関する立場のいかんによって、社債発行差金の本質も決せられることとなるはずである。しかし、遺憾ながら、評価勘定説以前

32) ハットフィールドがこの間の事情を論じている。H. R. Hatfield, *op. cit.*, pp. 76-77 & pp. 188-189. 松尾憲橋、前掲訳書、pp. 74-75 および pp. 182-183.

33) SHM 会計原則は建設原価説を否定している。Thomas H. Sanders, Henry R. Hatfield and Underhill Moore, *op. cit.*, p. 78. 山本繁、勝山進、小関勇、前掲訳書、p. 80.

34) William A. Paton, *op. cit.*, pp. 285-286.

には、負債＝額面という認識が広くいきわたっていたため、こうした問題は比較的等閑視されていたのである。しかし、それでは社債発行差金の理論的な解明はなされない。ここに多くの説が理論的に十分批判に耐えられない理由があると思われる。その意味で評価勘定説は支持をえるべきアプローチの方法をとっているといえよう。われわれも、負債価額一般の問題にたちかえって考察しなければならないであろう。

これに加えて、社債発行差金のもつ利子的性格が問題を複雑にしている一因であると考えられる。割引発行により名目利率が大となり、実質利率となるのは否定すべくもないが、かといって、会計学上の問題として「社債発行差金即支払利息の性格をもつ」という命題を定立することには疑問を生じる³⁵⁾。実質的に利息と同様の経済的効果を有するということから、会計学上も利息そのものだと認めることは、負債の評価勘定説との関係で矛盾を生じることとなるのである。したがって、この点についても一貫した理論構造の中で解明しなければならないといえる。

IV. む す び

本稿では、社債発行差金をめぐる諸説を紹介・検討することを通して、その会計学的本質を考察した。そして、社債発行差金の本質を論じる場合に明らかにしなければならない課題として、負債価額の問題と利息性のあることを指摘した。この点について、ここで詳細に論じることはしないが、私見としては、ペイトン＝リトルトンの負債に関する見解を支持したい。即ち負債も取引価額で最初記入されることとなり、また、負債価額は負債の現在価値を示すものと解されることとなる。こうした立場から社債発行差金をみれば、それは貸借対照表上、額面価額で表示される負債を現在価値に修正する機能を果たす評価勘定としての本質をもつものといえよう。

このように、社債発行差金の会計学的本質は負債に対する評価勘定であると解されるので、これを繰延資産または前払費用として扱うことは理論的である

35) このことについては、山榘忠恕、前掲書、特に p. 455 参照。

とはいえないのである。

(筆者は関西学院大学商学部教授)